

日本陸軍と中国

—資料紹介：福島安正宛書簡3通

本庄比佐子

以下に紹介する3通の手紙は、東洋文庫近代中国研究室に未整理資料として保存されているものである。これらは他の1通とともに1巻の巻物に表装されている。手紙の宛先はいずれも福島安正⁽¹⁾(1852~1919)である。福島は、明治25~26(1892~93)年のシベリア単騎横断で名を馳せ、北清事変には日本軍司令官として、日露戦争には満州軍参謀として従軍し、のち参謀本部次長、関東都督をつとめて、最後は陸軍大将にのぼった軍人である。手紙の差出人も日本陸軍の軍人で、これらの手紙は参謀本部と中国に駐在する武官との間にとり交された通信の一部であろう。手紙は、日露戦争直前から辛亥革命直後にいたる、それぞれ異なった時期に書かれている。すなわち、日本が欧米列強の仲間入りをし中国への進出を本格化し始める時期である。手紙は大局的な政策を論じたものではないが、袁世凱への助言、武器の売込み、内蒙古への進出企図など興味ある内容であり、軍部の中国との関係の一端を知り得る材料になると思ひ、ここに全文を掲載するものである。なお、手紙は行・草書体で書かれており、判読にあたっては、一部田川孝三先生の御教示を得た。

(1) 松山歩兵第十旅団司令部の山沢静吾少将(1847~97)が、明治26年6月、ベルリンからシベリアを横断して帰国した福島に安着の祝意を述べたもので、中国にも日本の政情などにも関係する内容を含まないため、紹介を省略した。

1. 仙波太郎の書簡⁽¹⁾(1903年)

拜呈

去ル七日夕袁ノ腹心タル段芝貴井ニ統領呉長純ヨリ招待ヲ受ケ、幕僚

ト共ニ大ニ馳走ニ相成リ居リ候処、袁宮保ノ使者来リ、下官ニ、誠ニ毎度恐縮ナレトモ若シ承引ノ出来ルモノナラハ、食後佐藤大尉及段ヲ引キ連レ衙門ニ来舎シクレマジクヤ申越シ候ニ付、之ヲ諾シ、食後直ニ裏屋ヨリ——段ノ居処ト袁ノ衙門トハ裏表相接セリ——衙門ニ趣キ候所、袁大喜ヒニテ下官ヲ迎へ、彼ノ室ニ入リシニ、机上ニハ六日夜下官カ彼ニツカワセシ練兵署ノ組織表ト清軍練成ニ関スル意見書ヲ置キ、其側ニ彼カ其夜以来拮据煩悶シテ作りタル職制ノ大意ヲ系紙ニ各局課毎ニ記載シアル書類ヲ並へ、坐定マルヤ否ヤ、軍政軍令軍教ノ大別、其性能ヨリ各局各課ノ職務章程ニ付細カナル問答（一々ニ下手ナ字ヲ以テ覚ヘ書ヲナシ、見ルモ気毒ナリシ）ヲナシ、一通リ終テ後、袁曰ク、御底ニテ大キニ了解シ目ノサムルヲ覚ヘタリ、多謝多謝。扱テ問フ、日本ニテハ此三機関ノ各局長ニイカナル身分ノ人ヲ用ヒラルハヤ。

下曰ク、残ラス少将ナリ、中ニハ中将モアリ。

袁大ニ驚テ曰ク、少将ニテ此任ニ耐ユル才能ヲ有スル人アリヤ。

下曰ク、日本ノ中央機関ノ各局課長ハ何レモ優俊ノ人物ノミニシテ、実ニ恐ロンキ手腕ヲ有セリ。又地方ノ各官衙学校等ニ奉職スル将官ナドモ才能拔群ノ人々ノミニシテ、小弟ノ如キ不才無能ノ者ハ今後昇進ナドハ思ヒモ寄ラス、貴地ヲ去ラハ隠居スルヨリ外ナキナリ。実ニ人物ノ多キニ過ル程困リタルモノナシ。

袁歎シテ曰ク、清国ノ現情ト完ク反対ナリ。国ノ興ル怪シムニ足ラス。知ラルル通り、清国ニハ此一局ニモ長タルヘキ人物ナキナリ。貴兄ニテモ清国ニ在ラハ、予ハ直チニ提督トナサンニ、惜カナ。

下、曰ク、御歎キ御尤モナリ。イカニモ適任者少ナカラシ。故ニ当分ノ間ハ創立間際ノ事ナレハ、各局ニ事ニ慣レタル武官数人ツ、ヲ置キ、事務ヲ執ラシメ、漸次ニ拡張発達サスルヲ要ス。但シ、教育機関ノ振否ハ実ニ今後練兵署ノ浮沈ニ関ス。否ナ貴国ノ存亡ニ関ス。故ニ此機関丈ケニハ練兵事宜ニ老ケタル有為有力ノ人物ヲ採用サレタジ。強カチ将官ニ限ラサルナリ。

袁曰ク、然リ、貴論ノ如シ。然リト雖モ、我国ニ於テハ之等練兵事宜ニ老ケタル者尚更稀ナリ。否皆無ナリ。之ヲセン事如何。

下、曰ク、既ニ前晩ニ於テモ申セシ事ナルガ、是非共ニ顧問官ヲ要ス。即チ高級者一名、軍政軍令及軍教ノ各司ニ各一名、都合四名ハ必要ナラン。而シテ最初ノ間ハ、之等顧問官ニ依リテ各ナスヘキ事ヲ練習ス

ルナリ。

袁曰ク、完ク同意ナレトモ、之等顧問官ヲ北京ニ置クトキハ外国ノ苦情必ラス生ス。兎ニ角熟考スヘシ。

下、曰ク、由来貴国ノ人ハ官ガ高キ程、又金ガ多キ程、夫丈ケ偏幅ヲ飾リ殿様ブリテ、毫モ職務ニ尽力スルモノナシ。誠ニ痛歎ニ堪ヘス。小弟モ不肖ニテ、日本ニテハ車載斗量ノ人物ナレトモ、毎夜必ラス静思セリ。本日ハ司令官タル職ヲ尽セシヤ否ヤト自問自答シ、然ル後寝ニ就ケリ。若シ不十分ナル事ヲ自覚セハ、眠ラントスルモ能ハサル程ナリ。然ルニ貴国ノ文武官ハ、此国家危急之秋ニ際シテ、安逸ヲ是レ求メ優遊自適スルハ、寔ニ不思議ニ堪ヘス。今ニ及テ大声疾呼シテ警省シ臥薪嘗胆ノ苦ヲ嘗メシメサレハ、千百ノ上論モ寸効ナク、危亡踵ヲ回ラサス。宮保深ク意ヲ留メラレヨ。必竟、文武ノ腐敗愛ニ至ルモノハ情実ノ為ナリ。

袁曰ク、誠ニ兄ノ言ノ如シトテ歎息之ヲ久フセリ。暫クシテ曰ク、必ラス漸ク以テ旧ヲ去リ新ヲ進ムヘシ。下、曰、宮保保定ノ事ヲ聞カスヤ、該地ニハ宮保ノ尤モ信用サルル統領数多アリ、之等ノ人ト雖モ管テ日本教師ノ言ヲ入レス、又教ヲ聞ク事ヲ潔ヨシトセス。從テ日本教師モ彼等ハ到底物ニナラスト諦メ、只同等以下ノ者ノミニ對シ教育ヲ施行シツツアルヲ。斯クノ如ク高官ガスマシコミ居リテハ、事ノ進歩発達思ヒモ寄ラサルナリ。夫レ軍隊ハ、上官タルモノ屢々検閲セサレハ腐敗ヲ生ス。日本軍今日ノ進歩モ完ク検閲ノ賜ナリ。而シテ検閲ナルモノハ、貴国ノ如ク、上官ハ将台ニ腰打チカケテ部下ノ演劇ノ動作ヲ視ルノ謂ニアラスシテ、細ハ一兵卒ノ頭、眼、肩、腰、手足、衣服、装具、武器ノ使用、射撃ノ動作ヨリ、大ハ数万ノ衆ノ運動對抗ニ及フマテ子細ニ視察シ、其習熟進歩ノ度ヲ判断シ、且講評スルノ謂ナリ。貴国ノ武官ニシテ果シテ之ニ堪ヘタルモノアリヤ。小弟斯ク申スモノノ、検閲ヲナスノ技能ナシト残ラス拳テ罷免セヨトニアラス。願クハ、高級武官ヲシテ是非共検閲ハセサルヘカラス、検閲ヲナスノ方法ハ日本教師ニ學フヘシ、ト御下命アリタシ。扱テ又宮保ガ練兵大臣タルノ実ヲ拳ケントナラハ、先ツ常備軍ニ於テ凡テ基礎ヲ作ラルヘシ。目下ノ常備軍ニテハ、全国ヲシテ軍制軍教ノ劃一ヲナサンムルナド思ヒモ寄ラス。御心安キマテニ失礼ヲ申セシ段、幾重ニモ御宥舒ヲ乞フ。尚最後一言シタキハ、凡ソ事ハ紙上ニテハイカニ完美ニナリ立ツモ、実行ニシテ出来サレハ何ノ役ニモ

立タサルナリ。望ラクハ、今後何事ニマレ実行ヲ先キニセラレン事ヲ。又顧問官ハクレクレモ必要ナリ。右ノ長談議ノ間ニ、支那流義ニ申訳ケ的ノ衰ハ答弁甚タ多カリシモ、ウルサキニ付省略ス。衰ハ馬玉昆⁽³⁾、姜桂題⁽⁶⁾ナドヲ一口ニ罵リ去リ、手モロモ付ケラレス。動モスレハ、保定常備軍ヲカツキ出シ、頗ル自負ノ様子アルニ付、下官ハ事毎ニ其頼ムニ足ラサルヲ弁シ、毫モ遠慮セサリシガ、彼ハ反テ下官ノ忠告ヲ喜ヒ、尚此上下コマテモ助ケクル様懇願セラレ、大ニ閉口セリ。要スルニ、此度ノ任命ニ付彼ハ大ニ抱負ヲ持チ、世間ノ耳目ヲ驚カサント期シ居ルモノノ如ク、從テ其苦心憂慮何共申様モ無之程ニ候。中ニ就キ、軍教司總監タル人ニ困リ入ルト申セシ後、若シ自由ニ直隸總督及ヒ他ノツマラナキ職ヲ抛ツ事ヲ得ハ、自分ハ此總監ノ職ニ就キ大ニ成ス処アラント気炎ヲ吐キタリ。彼ノ練兵ニ熱心ナル事之ヲ以テモ証拠立テラレ候。

尚、彼ハ下官ニ云フ、不日鎮良再ビ来津スヘシ。貴兄彼ニ予ト心ヲ協セシツカリヤルヘキ様拳骨⁽⁷⁾（手似真ニテ示シタリ）ヲ与ヘクレヨ。

去ル九日更ニ書ヲ衰ニ贈リ、万事一人ニテヤラントスルハ出来得ヘカラサル事ニ付、細事ハ凡テ段觀察ノ如キ緻密ナル思慮アル人ニ下調ヘラナサシムヘク、又練兵署⁽⁷⁾ノ職制ハ十分ニ深重審議シ、細目ニ亘ラス大綱ノミヲ示シ、後日ニイカ様ニモ拡張増大シ得ル余地ヲ存シ置クヘク、又練兵事宜ニ関シ各省督撫ニ下令実施セシムルニハ、大体ノ方針ヲ彼等ニ示スニ止メ、彼等ヲシテ窮屈不便ヲ感セシメスシテ十分ニ働キヲナシ得ル有余ヲ与フヘク、又保定常備軍ハ實ニ全国ノ師範軍隊トナルヘキヲ以テ、今ヨリ統領以下ヲ督励シ、教育檢閲ノ方法ヲ修練セシムヘク、且ツ各自部下ヲ率ヒ野外演習ヲ頻繁ニ施行シ、用兵統率ノ方法ヲ習得スルノ必要ナルヲ思フ旨、勸告イタシ候——過日来衰ニ与ヘシ愚意見書ハ一通リ呈出スヘキナレトモ、多忙且ハ他人ニ筆記セシメラレサル儀ニ付、大体申上クルニ留メ候。

何故ニカクセシヤノ御不審モアランガ、衰ハ万事自分一人ニテ署理シ、人ニ委任セサルノ癖アルト、性急ニシテ輕忽ニ事ヲ断スルト、⁽⁷⁾又保定ノ各統領・將領輩ハ長夜ノ眠ヲムサボリ居リ、檢閲ハイカナルモノナリヤ、又野外演習ハイカナル利益アルモノナリヤ、弁知シ居ラサルヲ以ニ候。決シテ無理ノ注文ニハ無之候。

同夜衰ハ左ノ返書ヲ送り候。

仙波軍門閣下 昨荷枉臨、暢聆教益、正深欣幸。頃接惠函具承、忠告

之殷、関愛之摯、豈惟用友之誼、有同骨肉之親、五中感劬、匪可言喻。辱示練兵各節、識議闊達、擘画精細、尤当奉為圭臬、練兵処開辦伊始、自宜首定大綱。惟各省武備、整齐不易、就直省已練之軍、加意整頓、以為各省模範、洵屬要図、練兵之事、以教育為始基、以戰闘為實用、尊意宜使各將領、講求教育、躬親外場調度、自是不刊之論、時局艱難、弟恭膺斯寄、隨念國家付託之重、蚤夜圖維、敢言其勞。辱荷垂念、代為区画、令幕士分任考查、藉以節勞、尤為感佩。台從日內赴京、想吉旋在即、明日不敢再請勞駕、容隨後再聆大教。端復鳴謝。順頌日祉。

弟袁世凱頓首

十月二十二日⁽⁹⁾

是レ下官ハ明後十一日北京ニ趣キ、數日滯留シ、為ニ不沙汰ヲナスニ付、明日何事ニテモ用事アラハ申越サレト申ツカワセシニ由ル。

今後ハ凡テノ荷ヲ青木大佐⁽¹⁰⁾ニ持セ、不視不聽不言ノ体度ニ復シ度モノト、ヒタズラ同大佐ノ着任ヲ待チ居候。

右及報告候也。

十二月十一日

仙波少將

福島少將閣下

次長閣下ヘモ可然御伝達願上候。

- (1) 仙波太郎(1855~1929) 日清戦争に大隊長として従軍。明治36~38(1903~05)年清国駐屯軍司令官。日露戦争には旅団長として勲功を立て、のち第一、第三師団長などを歴任。清国駐屯軍司令官として在任中は天津にあって、袁世凱の「最も良き相談相手」であり、「新建陸軍の整備教育に絶大の助言と指導を与へた」という(『対支回顧録』下巻、986頁)。手紙は、この「相談相手」ぶりを語っており、当時、参謀本部次長事務取扱の地位にあった福島への報告である。

日清戦争に敗れた清朝政府は近代的陸軍をおこすこととし、袁世凱はその新建陸軍の練兵大臣に選ばれた。爾来、かれは、官職が変わっても新軍訓練の任務を続け、光緒28(1902)年に直隸總督・北洋大臣に任ぜられるといっそう北洋新軍の拡充と軍制の改革を図り、中国として正式の陸軍というべき常備軍を完成させた。翌光緒29(1903)年10月、全国の軍権の集中化のため京師に練兵処が設けられ、袁世凱は会辦練兵大臣に任ぜられた(総理練兵大臣は慶親王奕劻)。11月、練兵処は「辦事簡章」「分設司科章程」を奏定し、これに基く人事として、軍政司正使に劉永慶、軍令司正使に段祺瑞、軍学司正使に王士珍が任命された(波多野善大『中国近代軍閥の研

究』, 108頁)。手紙はまさに、この10~11月に袁世凱が練兵処の組織づくりに頭を悩ませている時の状況を述べている。

- (2) 段芝貴（ ~1925） 安徽省の人。天津北洋武備学堂出身。新建陸軍の初期に袁世凱につく。天津南段警察局長、布政使衙署理を経て、光緒33（1907）年黒竜江省巡撫。民国4（1915）年奉天上将軍、袁の帝制に最も尽力す。7年陸軍総長、9年安国軍総司令として安直戦争に敗れる。
- (3) 呉長純（ ~1906） 光緒31（1905）年北洋常備第1~6鎮が完成された時、第5鎮（山東省に駐屯）を統率。
- (4) 保定は天津とともに直隸総督の駐地。光緒28（1902）年、袁は、北洋の軍政を統轄する機関として同地に軍政司を設け、29年には將校養成の機関として武備学堂を設立し、教習に多くの日本人を招聘した。
- (5) 馬玉昆（ ~1908） 宋慶の率いる毅軍（1898年以降武衛左軍）の幕僚。義和団事変の際副司令官をつとめ、宋慶の死（1902）後、かれの軍を引継ぐ。
- (6) 姜桂題（1843~1922） 安徽省の人。毅軍出身。新建陸軍の左翼を統率、直隸提督となる。民国以降、熱河都統、熱河軍務善後事宜督理、陸軍検閲使など歴任。
- (7) 鉄良（1863~ ） 満州人。光緒29（1903）年練兵大臣となり袁世凱とともに新軍の訓練に従事。31年軍機大臣、32年陸軍部尚書。
- (8) 段祺瑞（1865~1936） 安徽省の人。北洋武備学堂卒業。袁の子飼いの部下で、武衛右軍、北洋常備第3鎮などを指揮した。民国以後、たびたび陸軍総長、國務総理となり、日本の援助をたのんで西原借款をうけ、1918年には日中軍事協定を締結した。20年安直戦争に敗れる。
- (9) 新曆12月10日。
- (10) 青木宣純（次の手紙の注を参照） やがて起るべき日露戦争に備えて、明治36（1903）年11月北京公使館付武官を命ぜられる。

2. 青木宣純の書簡⁽¹⁾（1906年）

拜啓 一路平安御着京之由欣慰いたし候。馬関当リニテ故総長溢逝ノ報ニ接セラレ、御驚愕之極拝察ニ堪エズ、為邦家可惜之至ニ御坐候。

一、南京ニ於ケル独逸人専横ノ件ニ就テハ、御電報ニ接スルト程ナク、南京坂田中佐ヨリ通報有之候ニ付、早速練兵処ノ各方面ニ向ケ詮議ニ及候得共、何れも毛頭承知セズトノ事ニ付、北洋ニ問合セタル結果、

袁総督ヨリ派遣シタルモノナル事判然いたし候。該独逸人ハ原ト海軍將校ニシテ、李鴻章時代ニ北洋海軍ニ雇ワレ、海洋嶋ノ戦ニ負傷シタル結果忠勤者ヲ以テ目セラレ、歴代ノ総督ニ雇ワレアルモノニシテ、初メハ海軍砲及海岸砲ノ検査等ニ使用サレアリシモ、今ハ海軍ニ於テモ別段ノ用ナキ故、一般兵器ニ付総督ノ顧問タルノ形ヲナシアルモノナリ。サレド総督ハ之ニ対シ深く信用ヲ措クモノニアラズ。今般総督ガ彼レヲ南方ニ派シタルハ、全ク南省各地ノ製造所ニ於テ銃砲ノ修理ガ如何ナル程度ニ出来得ルヤヲ視察セシムルノ目的ニ出テタルモノニシテ、彼レガ日本兵器ニ付云々セシハ全ク僭越ノ所業タリ。依テ総督ハ彼レノ天津帰着ヲ待チ戒飭スル所アル筈ニ御坐候。総督ノ言フ処ニ依レバ、彼レガ我田引水ノ説ヲ吐キ中傷ノ拳ニ出ツルハ今ニ始マリシ事ニアラズ、支那人モ亦一概ニ之ニ耳ヲ傾ケルモノニアラザレバ、強ヒテ御心配ハ無用トノ事ニ有之候得共、我兵器ノ売附上此者ハ確ニ一ノ障碍タルニ相違無し。況ンヤ彼レガ北洋督練処ノ諸人殊ニ田中玉ト懇意ナルカ如キ、其支那語ニ精通シ支那ノ事情ニ明カナルハ、最モ注意ヲ要スル人物ト存し候。

二、兵器ニ付、支那当局者ハ小銃ニハ我三十年式、大砲ニハ砲身後坐式ヲ採用セントノ意見ヲ有シ、独逸ガ今極力運動シアルハ大砲ノ売込ニアリ。既ニ第六鎮ニハ砲身後坐式ノ克虜伯砲ヲ売附ケタルガ、此大砲ニ付支那人ノ忌ム所ハ重量ノ過大ナルニアルガ故ニ、小生ハ今練兵処当局ニ向ヒ、我国ニテモ現ニ砲身後坐式ノ火砲ヲ製造シツ、アリ、弾道上ノ性能ハ克虜伯砲以上ニシテ、最新式ノ諸器具ヲ備エ、運動上ノ性能ハ遙ニ克虜伯ニ優レリト鼓吹シ、克虜伯砲現在ノ儘ニテハ迎モ東亜ノ地形ニ適セズト称道シアリ。当局者中ニモ、實際前記ノ克虜伯砲ノ支那馬六頭ニテ運用ノ困難ナルヲ覺リアルヲ以テ、大ニ我説ニ耳ヲ傾ケアル有様ナリ。依テ、我国ニ於テ若シ我砲兵材料製造ノ傍ラ、若クハ年限ヲ定メ何ケ年以後ヨリ清国ノ為メニ同一ノ材料ヲ供給シ得ル事ヲ通シナバ、或ハ喜デ我ニ注文スルニ至ランカト被察候。依テ此辺ニ付陸軍省当局者ノ意見ヲ承知いたし度候。實際ヲ言エハ、支那軍ニハ我旧式材料ニテ充分ナレトモ、支那人ノ癖トシテ奇新ヲ好ミ最上、最新、最良ノモノナラザレバ承知セズ候ニ付、我現用火砲ノ売込ハ最早六ヶ敷事ト存候。

三、前奉天交渉局総辦孫葆瑨⁽⁷⁾⁽⁸⁾ノ新タニ管治スル洮南府ハ、東部蒙古中⁽⁹⁾最モ形勝ノ地ニアリ。今ヨリ此ニ必要ノ人ヲ派セラレテハ如何、孫ハ御存シ通りノ人物ニシテ小生トモ親懇ノ間柄ナレバ、一筆ノ勞彼レヲシテ

万事ノ世話セシムルモ難事ニアラズト存ズ。況ンヤ閣下ヨリ一筆アラバ、或ハ彼レヲシテ我意中ノ人ヲ雇聘セシムル事モ出来得ルナランカ、敢テ御一考ヲ乞フ。

当地ニ留学中ナル和田連次郎ハ類ニ献身此業ニ従事セント希望シ居レリ。御参考迄ニ申上候。

右長文御判読被下度候。

匆々

敬具

八月九日

於北京 青木大佐

福島閣下侍史

- (1) 青木宣純（1859～1924）日清戦争に第1軍参謀として従軍。明治30（1897）年～大正元（1913）年の間に4回にわたって北京公使館付武官をつとめた。この間、新建陸軍の編成にあたる袁世凱に乞われてかれの顧問となり、この時に生れた両者の親交が、爾後の青木の中国における活動を有利にし、日露戦争では北京にあってロシア軍に対する諜報・破壊工作を指揮して大きな成果をあげたが、これには袁世凱との協同諜報も含まれる、という（『対支回顧録』下巻、321頁）。日露戦争後もとの公使館付武官に復帰した。手紙はこの時期のもので、参謀総長児玉源太郎の死にふれている点よりみて、明治39（1906）年に書かれたと思われる。手紙にはおもに中国への武器の売込に関連ある問題が報告されている。中国では既に太平天国の頃にヨーロッパの兵器を採用し始めており、ドイツのクルップ砲はなかでも最も重用されていたようである（波多野、前掲書79頁）。手紙は、日本がここへ食込もうとしていたことを示している。
- (2) 福島は5月より、日露戦後のロシア兵撤退に関する善後措置のため清国へ派遣されていた。
- (3) 参謀総長児玉源太郎（1852～1906）は、7月2日、脳溢血にて突然死去した。
- (4) 坂田虎之助（1866～1908）1903年、两江総督魏光燾の招聘により南京将辦学堂総教習となり、两江総督の軍事顧問も兼ねていた。
- (5) 田中玉 直隸省の人。天津北洋武備学堂卒業。山東省兗州の総兵官、同曹州鎮総兵、兗州鎮守使などを経て、民国4年陸軍部次長、5年察哈爾都統、9年山東督軍となり、10年山東省長を兼任。
- (6) 孫葆縉（1857～）福建省の人。挙人。光緒31（1905）年奉天交渉局総辦となり、その後洮南府知府に転ず。民国元年、奉天交渉使。
- (7) 孫葆縉と日本との関係は、孫が福州の銀元局長であった1900年、同地の大水洪による被害救済の義捐金募集に、当時の台湾総督児玉源太郎が多大

の助力をしたことに始まる。その後、日露戦争に際して日本軍が奉天に迫りつつあった時、孫は日本と親交があることで奉天交渉局総辦に任ぜられた。孫は就任にあたって、満州軍総司令部を訪れて福島と会い、さらに青木をも知った。この後、情報関係や奉天入城後の諸問題につき日本軍は多くの便宜を得た、という（『対支回顧録』下巻、787～788頁）。

3. 大島健一の書簡（1912年）⁽¹⁾

益御清穆奉賀候。日露之約束も御承知之通り好都合ニ運ヒツツアリ。就而ハ蒙古諸王之懐柔及小利権之扶殖、例えハ、開墾・牧畜・小鉱山・天然塩若クハ曹重之採掘等、小規模なるも多数各処之我利権を印シ度、之カ為政府及民間より技師等を出し、探検隊を組織し、蒙古内地之踏査ニ着手可致、近々準備致居候処、今回鄭家〔屯〕事件発生、其他六国借款ニ対する日露之提議もあり、稍世間之耳目を惹かんとする際故、大なる探検隊——学生・医士・実業等ヨリ成ル——之派遣ハ一時見合度内閣之意見ニ付、折を見て小規模之者を出し、王公之懐柔、喇嘛之操縦、小利権之踏査等可致見込ニ御坐候。是等実行ニ対する御意見伺置度候也。

鄭家屯事件⁽²⁾——武器輸入事件——意外之成行と相成候。心配相掛候段残念千万ニ御坐候。併し本件ハ別紙筋書——過日多賀ニ命し、各部之陳述ヲ一致セシムル為領事ト相談、作ラセ候ものにて、閣下之御手許ヘモ参り居ルコトト推察ス——之通り、殿村□吉なる者カ蒙古巴林大坂上廟之市ニ持行き□利を博して売らんとせしものにて、日清間通商条約其他ニ制裁なき自由貿易品——武器ニ付嘗テ条約文中制裁なし——故、兵器も農具も同様なり。御承知之通り、去ル五月二日外部総長代理胡惟德ヨリ我公使ニ向ヒ、自今清国各省武器ヲ売ラントスルモノハ、陸軍部下附セル武器買入許可証ヲ有スル官衙ニ非レハ、之ニ応せざることにし度旨照会ありしも、之ニ対し我政府ハ之ヲ人民ニ転告せず——未タ承認セサル民国政府ノ照会ヲ正式ニ受ケテ臣民ニ告クルノ義務ナシ——、随而、乃殿村□吉ハ此照会ありしを知らざるか、若クハ前清国照会ハ各省ニ限リシモノニシテ、蒙古ハ其以外ニ属するものと思惟せしも、図られず。唯、殿村カ武器ノ輸込を秘密せしハ他之競争売込を恐て歟、乃至ハ関稅ヲ避けんとしたる歟、何か理由あることなるへし。

右之如き自由貿易品ニ対し、民国政府ハ大兵を派して之ヲ包圍圧迫

し、其食道ヲ絶ち、遂ニ之を惨殺し、貿易品を押収し、其中拳銃及正貨——馬蹄銀——ハ追撃隊將校下士率私ニ之ヲ分配横領せりといふ。抑モ武器ハ前記之如く他之貿易品ト異なるなきも、清国カ国家之自衛上目下其輸入を不利トセハ、先ツ我官憲に交渉し之カ処分法を定めされハ、清国ハ直接ニ一指を触るを得ざるものなるヘシ。清国官憲も是等之考ハありしもの如く、一方には交渉使をして我領事ニ向ヒ我官憲之手を以て引戻方を交渉せしめ、一方には——或ハ交渉に先ち——實力を以て追撃せしめ、我商人及護送者を斃殺しても輸送品を掠奪せんことハ、夙に決意し居りたるものと観察すへき形跡顯然たり。就而ハ、(1)密輸入者即チ関係商人ハ我国法ニ依リ処分——公法及法律家ノ意見ニテハ、我を罰すへき法文ハ日清間ノ条約及我法律ニ無之を以て、法官之手に掛れハ無罪を宣告するに過ぎずといふ——すへきも、(2)交渉使の我領事ニ向ヒ引戻交渉中、民国政府カ突然大兵ヲ以テ之ヲ追撃シ、多数臣民ノ生命を奪ヒタルニ対し、民国政府ハ其全責任を負サル可ラス。(3)又前記ノ如く、通商条約其他ニ明文なく、随テ武器も普通貿易品之中ニ屬す。民国政府ハ其兵力ヲ以テ、恣ニ大兵ヲ以テ、我貿易品ヲ掠奪センメテ憚ラス。彼若シ之ヲ正当トスレハ、我モ亦自ラ我力ヲ以テ我商品ノ安固及商民ノ生命を擁護せざるヘからず。(4)追撃隊之動作ハ全く強盜之所為なり。然るニ、袁ハ吳統領⁽⁷⁾ニ電報し、其勲功を賞し二千兩を与ふることを申送れり。抑モ今回之事たる一商人之射利事件ニして、兩友国間之交渉を以て公正ニ其曲直を判し得へきものなり。故ニ、賞罰共ニ其判決を待て之を行ふを至当とす。然るに、袁の意中ハ恰も戦争ニ於けるか如く、勝テハ則チ正と考へたるものにて、我ヲ侮辱し我を敵国と見たる処置なり。彼果して此心を以て我ニ対すれば、我モ亦斯意テ以テ彼ニ臨まさる可らす。

今回之交渉ハ万事閣下ニ御委任し、穩便ニ落着せしむる様申送り候外、外務大臣も一々閣下之御裁量ニ任し居る由、当方とても□ヨリ事を好む次第ニも無之候へとも、今回彼か敢てせし悪辣無法之行為ヲ寛容候へハ、自今益跳梁可致ニ付、彼ノ無法ハ之ヲ看過せず頂門之一針を加へたる上、穩ニ落着せしめ度存居候。

六国借款団も不遠折合附可申、随而日露の事も調印相済可申、其曉ニ於テ我之蒙古ニ対し口を籍⁽⁷⁾すへき好材料ニ乏しき折柄故、或ハ今回之事件の如きも其結着を急かす、愈といふ場合何かに利用してハ如何と考居

候。

右ハ上原將軍とも御咄致、長谷川大將ニに御覽ニ入候儀也。政府之方ハ何へく角⁽⁸⁾を立ヌ方之旨議にて、閣下⁽⁹⁾へ御委任相成候趣ニ付、以上一私見として拝陳致候也。御推読願上候。御旅行中御不自由と存し折角御自愛奉祈候。恐々謹言。

六月廿二日

大島 健一

福島將軍陪下

(1) 大島健一（1858～1947）日露戦争で大本営兵站總監部參謀長をつとめ、明治45（1912）年參謀次長、大正3（1914）年陸軍次官となり、5～7年には陸軍大臣。

この手紙には封筒が添付されていて、それに押された消印から明治45（1912）年とわかる。すなわち、4月に參謀次長になった大島が、かれの前任者で関東都督になっている福島に宛てた手紙である。辛亥革命で清朝が倒れてのち、袁世凱を大總統とする中華民国政府が成立するのは1912年3月であるから、その約3カ月後に手紙は書かれている。この頃、日本は他の列強とともに中国政府の承認を未だ留保していた（承認は1913年10月）。そしてその間、日本の真の関心は中国における勢力の拡張にあったと思われ、とくに滿蒙における特殊權益の擁護、拡充を図ることにつとめた。手紙は内蒙古への進出に関する状況の一端を語っている。

(2) 曹達（ソーダ）のあやまりか？

(3) 1911年4月に清朝政府と米・英・独・仏の四国借款団との間に締結された借款契約に、滿州の開発についての条項が含まれているのに対して、日・露兩國は共同歩調をとって対抗した。12年に入って兩國の借款団への加入が図られ、六国借款団の成立となった（6月20日）。なおこの際、兩國は滿蒙における兩國の特殊權益が守られるべきことを附帯条件とした。しかし、日本は、前年末ロシアの支持の下に外蒙古が独立したあと、さらに内蒙古へロシアが進出してくることを恐れた。その結果、この年7月、内蒙古における兩國の勢力範囲を決定した日露協商が締結されることになる。

(4) 川島浪速と陸軍の高山公通らによる滿蒙独立計画にかかわるもの。かれらは、カラチン・巴林らの蒙古諸王を擁して武力行動に出ようとし、政府の制止を無視して5月末から6月初に武器弾薬を蒙古に運び込んだところを中国軍に阻止され、日本側は約50名（蒙古人・中国人を含む）の死者を出した（栗原健編著『対滿蒙政策史の一面』、94頁。葛生能久『東亞先覚志士伝記』中、325～346頁）。

- (5) 多賀宗之 この計画に参加した陸軍軍人の1人。
- (6) 胡惟徳 浙江省の人。駐露・日公使などを経て、1913年3月外交総長、同6月大總統府外交顧問となる。爾後、駐仏公使・内務総長・平政院院長など歴任。
- (7) 呉俊陞（ ～1928） 山東省の人。奉軍副後路統領官・奉天後路巡防統領官などとして馬賊討伐に功績をあげる。東北辺防総司令・黒竜江督軍兼黒竜江省長・東三省保安副司令など歴任。
- (8) 上原勇作（1856～1933） 1912年4～12月、陸軍大臣。
- (9) 長谷川好道（1850～1924） 1912年1月から15年まで参謀総長。